

平成28年(ヨ)第38号, 第109号 伊方原発稼働差止仮処分命令申立事件  
債権者 [REDACTED] 他3名  
債務者 四国電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

(火山補充書2関係)

平成29年1月17日

広島地方裁判所民事第四部 御中

債権者ら代理人弁護士 胡 田 敢

同 弁護士 河 合 弘 之

ほか

以下の証拠はすべて写しである。

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 D606	伊方発電所3号炉に 対する降下火砕物の 影響評価について	平成28 年11月 10日	債務者	本件原発における降下 火砕物の影響評価に関す る資料を提出したこと 債 務者は,これまで債権 者らが指摘してきたとお り,従来の大気中濃度(3 241 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )で計算さ れる非常用ディーゼル発 電機の吸気フィルタ閉塞 時間を,19.8時間とし ていたところ,それを前提 に,約10倍であるセント ヘレンズ山噴火の際の大 気中濃度(33,400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) で計算した場合	

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
				<p>吸気フィルタ閉塞時間は1.9時間となり、フィルタ交換に要する時間(1時間程度)と比較して、フィルタ交換が可能であるとしていること</p> <p>吸気フィルタが下方向から吸気する仕組みになっているため、降下火砕物を吸い込みにくい構造となっていることを考慮しないものであるため、実際にはさらに余裕があるとの不合理なことを述べていること</p>	
甲 D607	発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価について	平成 28 年 1 1 月 1 6 日	原子力規 制庁	規制委は、11月16日に上記結果を公表したこと	
甲 D608	第 28 年度原子力規制委員会第 43 回会議議事録 (抜粋)	平成 28 年 1 1 月 1 6 日	原子力規 制委員会	<p>規制委の石渡明委員は、債務者からの提出資料を踏まえた会議において、「ディーゼル発電機が下方向から吸気するために、構造上そういう火山灰を吸い込みにくいというようなことが書いてありますけれども、これは粒が、火山灰が大きい場合、砂サイズのものだったらこのとおりかもしれませんけれども、細かくなってくると、吸気口がどっちを向い</p>	

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
				<p>ていようが吸い込むのは同じだと思うのですね。ほとんど変わらないはずで す」と発言していること(20頁)。</p> <p>さらに、「セントヘレンズ山の噴火のデータというのは、これは噴火口から多分100キロ以上離れた、かなり離れた場所でのたしか値だったと思うのですね。ですから、そういうところでは相当粒が細かいわけですし、そういう点で中に自然科学的にちょっと矛盾するような部分もございます」と、吸気口が下方向であるからといって、吸気する降下火砕物の大気中濃度は変わらないことを明確に述べている(「自然科学的に矛盾する」とまで言っている)こと。</p>	

以上